

生食発 0919 第 3 号  
令和元年 9 月 19 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

#### ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて

ゲノム編集技術を利用して得られた食品及び添加物（以下「ゲノム編集技術応用食品等」という。）の食品衛生上の取扱いについては、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において、関係団体の意見を聴きながら検討が行われ、平成 31 年 3 月に部会報告書が取りまとめられました。

今般、同報告書を踏まえ、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて別添のとおりゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領を定めたことから、今後は同要領に従い取り扱うこととしますので御了知のうえ開発者等への指導方よろしく申し上げます。